

平成30年度後期 越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金のご案内

越谷市では地球温暖化対策の一環として、クリーンな太陽光エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電設備・蓄電池の設置に対し、補助金を交付しております。

申請期間

後期 平成30年 9月25日(火) 8時30分～10月 9日(火) 17時15分

※土日・祝日を除く

※交付決定後に工事着工を行ってください。交付決定前に着工した場合は補助の対象外となります。

交付決定通知は申請終了後から10日程度の予定です。また、期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は10月10日に公開抽選を行います。公開抽選が行われた場合、交付決定通知は公開抽選より1週間程度かかる予定です。随時HPに申請状況を公開いたします。

受付場所

環境政策課窓口（越谷市役所第三庁舎4階）で行います。（郵送不可）

予定件数

後期：予算約410万円（太陽光40件、蓄電池10件程度）

※受付期間で予算に達しなかった場合、随時受付を行います。

補助金の額

◆太陽光発電設備…対象設備の最大出力 **1kWあたり2万円**

- ・一戸建住宅（上限4kW）・・・8万円（上限）
- ・マンション（上限10kW）・・・20万円（上限）
- ・市内に本店を有する業者、又は市内に住所を有する個人事業者と契約を結び、領収書の発行の受ける一戸建住宅（上限5kW）・・・10万円（上限）

◆リチウムイオン蓄電池…**一件につき5万円**

補助対象者・設備

共通：市内に居住する方若しくは申請年度内に市内に居住する予定の方で、自らの居住の用に供する一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置する方。または、市内にあるマンションの管理組合で、設備を設置する方

太陽光…①対象設備を新規に設置するもので、発電された電力が住宅用に使用されること。

② 対象設備による発電量のうち、住宅における使用量を超える余剰電力を電力会社へ送電できるように連系されていること。

③ 補助金の**交付決定日以後に工事着工し、平成31年3月15日までに電力会社との電力受給を開始**すること。（交付決定日以前に工事着工した場合、補助対象外となります。）

蓄電池…太陽光発電等により発電された電力が繰り返し蓄えられ活用できること

補助金交付申請書（第1号様式）の添付書類（郵送不可）

- ① 設置場所を示す案内図（地図）、着工前の現場写真
- ② 対象設備のカタログ、設置に係る設計図面
- ③ 設置工事に係る請負契約書または見積書の写し
- ④ 市税等の内、該当するものすべての納税証明書
- ⑤ 設備を設置する建物の所有者が複数いる場合、所有者全員の同意書
- ⑥ 代理人による申請の場合、委任状
- ⑦ （太陽光発電設備）市内業者と契約を結び、補助の上限を5kWとする場合、法人登記事項証明書の写し又は個人事業者の場合、住民票

「市・県民税」、「固定資産税」、「都市計画税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」のうち該当するもの全て。（市県民税が非課税の場合、「非課税証明書」）

工事完了報告書（第5号様式）の添付書類（郵送不可）

- ① 設置状態を示す現場写真（太陽光発電設備の場合、売電関係機器の写真（外部メーター）も添付してください）
- ② 対象設備設置に係る領収書の写し及び内訳の分かる書類
- ③ （太陽光発電設備）電力会社との受給契約が完了したことがわかる書類

問い合わせ

越谷市 環境経済部 環境政策課 048-963-9183

～平成30年度後期申請の流れ～

